

# 社会保障審議会生活保護基準部会

(H26.10時点)

## 概要

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施するため、新たに社会保障審議会の下に常設の専門の部会を設置したものの。

(参考1)『生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書』(平成16年12月15日)

「今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

## これまでの議論と今後の方向性

- 平成23年2月に部会を設置以降、生活扶助基準について評価・検証を実施し、平成25年1月に検証結果を踏まえた報告書を取りまとめた。
- その後、同報告書や「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月及び平成26年6月閣議決定)などにおいて、生活扶助以外の他扶助や加算制度についての検討についても指摘されていることから、大規模調査の活用や各方面からの意見などを踏まえながら、今後とも順次議論を実施していく予定。

(参考2)『生活保護基準部会報告書』(平成25年1月18日)

「加算制度及び他の扶助制度についても、統計データの収集方法、検証手法の開発等について本部会において速やかに検討を行うべきである。」

## 委員名簿 (五十音順・敬称略) ◎: 部会長 ○: 部会長代理

阿部 彩	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長	栃本一三郎	上智大学総合人間科学部教授
○岩田正美	日本女子大学人間社会学部教授	園田真理子	明治大学理工学部教授
大竹文雄	大阪大学理事副学長	道中 隆	関西国際大学教育学部教授
岡部 卓	首都大学東京都市教養学部教授	宮本みち子	放送大学副学長
◎駒村康平	慶應義塾大学経済学部教授	山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部教授

主な開催状況	第1回 平成23年4月19日	部会長の選出、生活保護制度の概要等について (中略)
	第13回 平成25年1月18日	生活保護基準の検証について(報告書のとりまとめ)
	第14回 平成25年10月4日	生活保護制度の概要等について
	第15回 平成25年11月22日	生業扶助及び一時扶助について
	第16回 平成26年3月4日	住宅扶助について
	第17回 平成26年5月16日	住宅扶助等について(冬季加算、有子世帯の扶助・加算、議論)
	第18回 平成26年5月30日	住宅扶助について
	第19回 平成26年10月21日	住宅扶助、冬季加算、有子世帯の扶助・加算について

平成26年6月24日  
閣議決定

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

##### (1) 社会保障改革

（生活保護・生活困窮者対策）

生活困窮者に対しては、「生活困窮者自立支援法」に基づく生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組む。生活保護を受給する高齢者世帯が増加しているため、高齢者に至る前の40歳代・50歳代の被保護者等の就労へのインセンティブを強化するとともに、被保護者等を取り巻く社会環境を整える。

生活保護の扶助費の約5割を占める医療扶助の適正化のため、被保護者に対する後発医薬品の使用促進に努めるとともに、自治体が保健指導を実施すること等により、被保護者の健康管理を支援し、医療機関受診の適正化を図る。

また、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の水準が当該地域の類似一般世帯との間で平衡を保つため、経済実勢を踏まえてきめ細かく検証し、その結果に基づき必要な適正化措置を平成27年度に講じる。

# 住宅扶助について

## 住宅扶助の概要

### 1 住宅扶助の趣旨

住宅扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、間代、地代等を給付するもの。

### 2 基準額(26年度)

#### (1) 一般基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等の額(月額)
1 級 地 及 び 2 級 地		13,000円以内
3 級 地		8,000円以内

#### (2) 特別基準額

家賃、間代、地代等については、当該費用が上記の額を超えるときは、都道府県、指定都市、中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額(限度額)の範囲内の額とする。

#### ◇東京都(23区等)の例(月額)

単身世帯:53,700円      2人～6人世帯:69,800円      7人以上世帯:83,800円

#### ○ 特別基準額の改定について

都道府県、指定都市、中核市別に消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く家賃)や生活保護受給世帯の家賃実態等を勘案して定めている。

# 冬季加算について

## 冬季加算の概要

### 1 冬季加算の趣旨

冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月～3月の生活扶助基準に上乗せして支給するもの

### 2 基準額（26年度）

冬季加算地域区分（Ⅰ区～Ⅵ区、都道府県単位）別、世帯人員別、級地別に設定

#### ○冬季加算地域区分

地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他 の都府 県

#### ○冬季加算額の例（2級地－1）

単位：月額・円

	単身世帯	3人世帯
青森市（Ⅰ区）	22,080	34,110
盛岡市（Ⅱ区）	15,780	24,440
福島市（Ⅲ区）	10,480	16,190
金沢市（Ⅳ区）	8,000	12,350
前橋市（Ⅴ区）	5,580	8,620
水戸市（Ⅵ区）	2,800	4,320